

平成22年度地方財政計画の概要

総務省自治財政局
平成22年2月

地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき作成された地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

I 平成22年度の地方財政の姿

① 地方財政計画の規模	82兆1,268億円（前年度比△4,289億円、△0.5%）
（参考）水準超経費を除いた場合	81兆4,768億円（ " +2,011億円、+0.2%）
② 地方一般歳出	66兆3,289億円（ " +1,103億円、+0.2%）
（参考）地方一般歳出（給与関係経費除き）の総額	44兆6,425億円（ " +5,510億円、+1.2%）
③ 一般財源総額	59兆4,103億円（ " +3,317億円、+0.6%）
（参考）一般財源（水準超経費除き）の総額	58兆7,603億円（ " +9,617億円、+1.7%）
④ 実質的な地方交付税の総額	24兆6,004億円 （㉑20兆9,688億円、+3兆6,316億円、+17.3%）
⑤ 地方交付税の総額	16兆8,935億円 （㉑15兆8,202億円、+1兆 733億円、+6.8%）
⑥ 財源不足額	18兆2,168億円（㉑10兆4,664億円）
（参考）折半対象財源不足額	10兆7,760億円（㉑5兆5,106億円）
※	財源不足額18兆2,168億円は過去最高（今までは㉑17兆3,767億円が最高）

II 地方交付税の1.1兆円増額

- ・既定の加算とは「別枠」の加算等により地方交付税を1.1兆円増額
地域活性化・雇用等臨時特例費 9,850億円
※ 地域雇用創出推進費（㉑5,000億円）は廃止

- 「地域活性化・雇用等臨時特例費」として、当面の地方単独事業等の実施に必要な歳出を計上し、地域のニーズに適切に応えられるよう活用
- 既往の「地域雇用創出推進費」を廃止した上で、「地域活性化・雇用等臨時特例費」を創設

Ⅲ 財源不足の補てん

平成22年度における財源不足	18兆2,168億円 (㉑10兆4,664億円)
うち折半対象財源不足	10兆7,760億円 (㉑ 5兆5,106億円)

○ 平成22年度においては、地方が自由に使える財源を増やすため地方交付税を1.1兆円増額した上で、国と地方が折半して財源不足を補てんするルールを引き続き適用して、以下のとおり財源不足を補てん

【折半対象前財源不足】	7兆4,408億円
① 財源対策債の発行	1兆 700億円
② 地方交付税の増額による補てん	3兆 669億円
・ ㉑国税決算精算分の先送り	6,596億円
※ ㉑国税決算精算分については、必要な地方交付税総額を確保する観点から全額を後年度に繰り延べ	
・ 一般会計における加算措置（既往法定分）	7,561億円
・ 交付税特別会計の償還先送り	7,812億円
※ 必要な地方交付税総額を確保する観点から、22年度に予定していた特別会計借入金の償還を後年度に繰り延べ	
・ 特別会計剰余金の活用	3,700億円
・ ㉑別枠加算 1兆円のうち㉒に協議することとされていた地域雇用創出推進費以外の加算（H20.12.18総務・財務両大臣覚書第3項）	5,000億円
③ 臨時財政対策債の発行（既往債の元利償還金分等）	2兆3,189億円
④ 「地域活性化・雇用等臨時特例費」の創設による別枠の加算	9,850億円
【折半対象財源不足】	10兆7,760億円
① 地方交付税の増額による補てん（臨時財政対策加算）	5兆3,880億円
② 臨時財政対策債の発行（臨時財政対策加算相当額）	5兆3,880億円

Ⅳ 地方交付税の増額確保

実質的な地方交付税の総額	24兆6,004億円（前年度比 +3兆6,316億円、+17.3%）
地方交付税	16兆8,935億円（ " +1兆 733億円、+ 6.8%）
臨時財政対策債	7兆7,069億円（ " +2兆5,583億円、+49.7%）

① 地方交付税の法定率分等	7兆4,536億円
※ 国税5税分の法定率分	9兆5,530億円
※ 国税決算精算分（㉑、㉒、㉓）	△7,470億円
※ 交付税特別会計借入金支払利子	△5,712億円
※ 交付税特別会計借入金償還額	△7,812億円
② 一般会計における加算措置等	8兆4,549億円
※ ㉑国税決算精算分及び交付税特別会計償還の先送り	1兆4,408億円
※ 折半対象前財源不足における補てん（既往法定分等）	1兆6,261億円
※ 臨時財政対策加算	5兆3,880億円
③ 「地域活性化・雇用等臨時特例費」の創設による別枠の加算	9,850億円

【参考】実質的な地方交付税総額の推移（兆円）

	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒
実質的な地方交付税	22.8	23.9	21.1	20.1	18.8	17.8	18.2	21.0	24.6
うち地方交付税	19.5	18.1	16.9	16.9	15.9	15.2	15.4	15.8	16.9
うち臨時財政対策債	3.2	5.9	4.2	3.2	2.9	2.6	2.8	5.1	7.7

V 地方財源の確保

一般財源総額 59兆4,103億円（前年度比 +3,317億円、+0.6%）
 一般財源（水準超経費除き）の総額 58兆7,603億円（ " +9,617億円、+1.7%）

- ・ 地方税 32兆5,096億円（前年度比 △3兆6,764億円）
 うち水準超経費相当額 6,500億円（前年度比 △6,300億円）
- ・ 地方譲与税 1兆9,171億円（前年度比 +4,553億円）
- ・ 地方交付税 16兆8,935億円（前年度比 +1兆733億円）
- ・ 地方特例交付金 3,832億円（前年度比 △788億円）
- ・ 臨時財政対策債 7兆7,069億円（前年度比 +2兆5,583億円）

地方債総額 5兆7,870億円（前年度比 △8,973億円、△13.4%）
 （参考）臨時財政対策債含み 13兆4,939億円（前年度比 +1兆6,610億円、+14.0%）

- 【通常債】 4兆7,170億円（前年度比 △6,773億円）
 【財源対策債】 1兆 700億円（前年度比 △2,200億円）
 （参考）【臨時財政対策債】 7兆7,069億円（前年度比 +2兆5,583億円）

VI 臨時財政対策債の急増への対応

臨時財政対策債の急増に対処するため、前年度と同割合の公的資金を確保するとともに、財政力の弱い地方公共団体への配慮の観点から、各地方公共団体における臨時財政対策債発行可能額の算出方法を見直し

- 一般市町村については原則として全額公的資金を配分するなど、地方公共団体の資金調達に配慮する方針

（参考）【臨時財政対策債】 7兆7,069億円（前年度比 +2兆5,583億円）
 うち公的資金 3兆 611億円（前年度比 +1兆 165億円）
 ・ 財政融資資金 2兆2,351億円（前年度比 +6,905億円）
 ・ 地方公共団体金融機構資金 8,260億円（前年度比 +3,260億円）

- 財政力の弱い地方公共団体に配慮し、財源調整機能を強化する観点から、発行可能額の算出方法を見直し、全ての団体に対して人口を基礎として算出する現行方式に加えて、各団体の財源不足額及び財政力を考慮して算出する新方式を導入

Ⅶ 公債費負担対策

財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、徹底した行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、平成22年度から3年間で1.1兆円規模の公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金）の補償金免除繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を2,400億円程度軽減（推計値）

1. 旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金の繰上償還（H22～H24）

対象地方債：普通会計債及び公営企業債（上水道、簡易水道、工業用水道、下水道、地下鉄、病院）の年利5%以上の地方債

対象団体：年利段階に応じ、市町村合併、財政力指数、実質公債費比率、将来負担比率や公営企業資本費等に基づいて段階的に設定

※財政力指数1.0以上の団体は対象外（ただし、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の数値が1.0未満の団体は対象）

○ 旧資金運用部資金対象地方債残高 6,200億円以内

○ 旧簡易生命保険資金対象地方債残高 2,000億円以内

2. 旧公営企業金融公庫資金の繰上償還（H22～H24）

対象地方債：普通会計債（公営住宅、旧臨時地方道、旧臨時河川等、旧臨時高校）及び公営企業債（上水道、工業用水道、下水道、地下鉄）の年利5%以上の地方債

対象団体：年利段階に応じ、市町村合併、財政力指数、実質公債費比率、将来負担比率や公営企業資本費等に基づいて段階的に設定

○ 旧公営企業金融公庫資金対象地方債残高 3,200億円以内

Ⅷ 子ども手当の創設等

- ・平成23年度以降の子ども手当の費用負担等のあり方については、地域主権を進める観点等から「地域主権戦略会議」等で議論
- ・平成22年度分は、暫定的に子ども手当と児童手当を併給

○ 子ども手当の費用負担のあり方については、平成22年度において、地域主権を進める観点等から、地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方と合わせて「地域主権戦略会議」等で議論

○ 平成22年度分の子ども手当に関する暫定措置として、

- ・ 子ども手当と児童手当を併給し、合わせて1人につき月額13,000円を支給
- ・ 子ども手当は全額国庫負担、児童手当については国、地方、事業主が負担
- ・ 併給に伴う市町村の事務負担が生じないよう制度設計

※ 所得税・住民税の扶養控除の廃止等国民の負担増に伴う地方財政の増収分等については、平成22年度の検討を通じて、サービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方の見直しにより国と地方の負担調整等を行い、最終的には子ども手当の財源に活用されるよう制度設計

Ⅸ 高校の実質無償化

公立の高等学校については授業料を不徴収とし、私立学校の生徒については授業料の一定額を国費により助成（3,933億円）

- 公立高校については、設置者である地方公共団体が徴収していた授業料を国が肩代わりすることとし、地方公共団体に対して、授業料相当額を国費により負担
- 私立学校の生徒については、高等学校等就学支援金として授業料について一定額を国費により都道府県が助成

Ⅹ 維持管理に係る負担金制度の廃止等

直轄事業負担金制度の廃止への第一歩として、平成22年度から維持管理に係る負担金制度を廃止

- 経過措置として、平成22年度に限り、維持管理のうち特定の事業に要する費用について、その対象を明確にした上で、地方から負担金（①1,735億円、②579億円）を徴収（平成23年度には維持管理費負担金は全廃）
 - ※ 通常国会に、平成22年度から維持管理に係る負担金制度を廃止する法案を提出予定
- 直轄事業負担金の業務取扱費を全廃し、併せて公共事業（国土交通省及び農林水産省分）に係る補助金の事務費も全廃

Ⅺ 自動車関係諸税の取扱い

自動車重量税の税率の引下げに伴い地方に減収が生じないように措置するとともに、自動車取得税に係る減収補てん特例交付金を継続

- 自動車重量税の税率の引下げに伴い地方に減収が生じないように、自動車重量譲与税の地方への譲与割合を3分の1から1000分の407に引上げ
- 平成21年度に創設された、自動車取得税に係る減収を補てんするための特例交付金（総額500億円）は平成22年度も継続

主な地方財政指標

一般財源総額

59.4兆円（平^{②①}＝59.1兆円、＋0.6％）

（注）この場合の一般財源とは、地方税、地方交付税、臨時財政対策債、地方譲与税、地方特例交付金の計である

一般財源比率

63.0％程度（平^{②①}＝65.3％）

（注）この場合の一般財源とは、地方税、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金の計である

地方債依存度

16.4％程度（平^{②①}＝14.3％）

〔臨時財政対策債を含む〕

地方の借入金残高（平^{②②}末見込み）

200兆円程度（平^{②①}末見込み＝198兆円）

交付税特別会計借入金残高（平^{②②}末見込み）

33.6兆円程度（平^{②①}末見込み＝33.6兆円）

公債費負担対策について

財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、徹底した行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、平成22年度から3年間で1.1兆円規模の公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金）の補償金免除繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を2,400億円程度軽減（推計値）。

1. 旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金の繰上償還（H22～H24）

対象地方債：普通会計債及び公営企業債（上水道、簡易水道、工業用水道、下水道、地下鉄、病院）の年利5%以上の地方債

対象団体：年利段階に応じ、市町村合併、財政力指数、実質公債費比率、将来負担比率や公営企業資本費等に基づいて段階的に設定

※財政力指数1.0以上の団体は対象外（ただし、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の数値が1.0未満の団体は対象）

- 旧資金運用部資金対象地方債残高 6,200億円以内
- 旧簡易生命保険資金対象地方債残高 2,000億円以内

2. 旧公営企業金融公庫資金の繰上償還（H22～H24）

対象地方債：普通会計債（公営住宅、旧臨時地方道、旧臨時河川等、旧臨時高校）及び公営企業債（上水道、工業用水道、下水道、地下鉄）の年利5%以上の地方債

対象団体：年利段階に応じ、市町村合併、財政力指数、実質公債費比率、将来負担比率や公営企業資本費等に基づいて段階的に設定

- 旧公営企業金融公庫資金対象地方債残高 3,200億円以内

3. その他

1及び2の繰上償還については、その財源として、必要に応じ借換債を発行できる。

子ども手当の創設等

費用負担のあり方等の検討

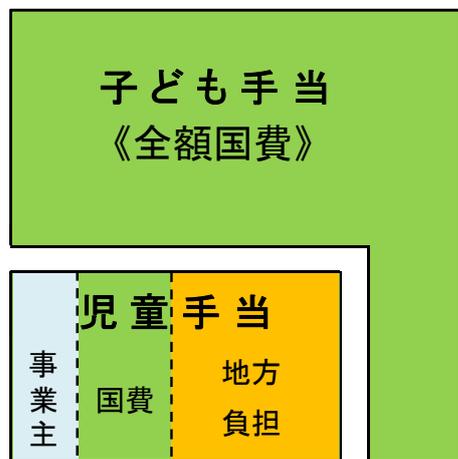
- 子ども手当の費用負担のあり方については、平成 22 年度において、地域主権を進める観点等から、地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方と合わせて「地域主権戦略会議」等で議論。

平成 22 年度分の子ども手当に関する暫定措置

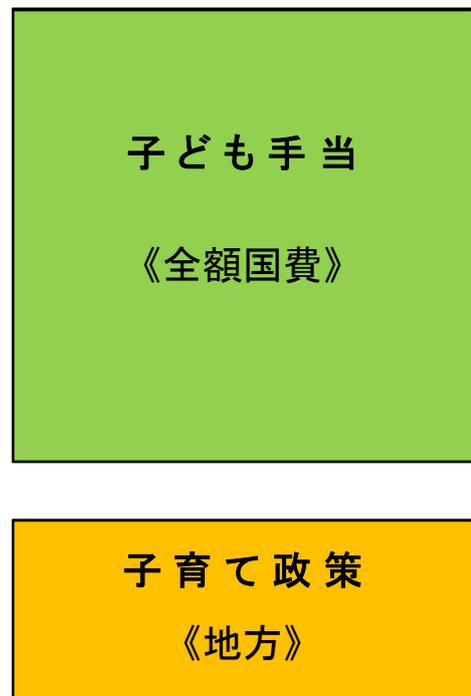
- 子ども手当と児童手当を併給し、合わせて1人につき月額 13,000 円を支給
- 子ども手当は全額国庫負担、児童手当については国、地方、事業主が負担
- 併給に伴う市町村の事務負担が生じないよう制度設計

子ども手当等について（イメージ図）

【平成22年度】



【平成23年度～】
今後検討



※ 所得税・住民税の扶養控除の廃止等国民の負担増に伴う地方財政の増収分等については、平成 22 年度の検討を通じて、サービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方の見直しにより国と地方の負担調整等を行い、最終的には子ども手当の財源に活用されるよう制度設計。

高校の実質無償化について

制度概要

- 公立の高等学校については授業料を不徴収とし、設置者である地方公共団体が徴収していた授業料を国が肩代わりすることとし、地方公共団体に対して、授業料相当額を国費により負担。
- 私立学校の生徒については、高等学校等就学支援金(年 118,800 円を基本)として授業料について一定額を国費により都道府県が助成(学校設置者が代理受領)することにより、教育費負担を軽減。
- 私立学校に通う低所得世帯の生徒については、所得に応じて、助成金額を1.5倍～2倍した額を上限として助成。
 - ・年収250万円未満程度 237,600 円(2倍)
 - ・年収250万円～350万円未満程度 178,200 円(1.5倍)

